9. 所得

９-１	最低賃金と賃金コスト	1 ページ
９-２	生活水準	4
９-３	社会保障と扶助	6

９-１．最低賃金と賃金コスト

2007 年 7 月 1 日現在の全産業一律スライド制最低賃金（SMIC）は、時給 8.44 ユーロ、週 35 時間労働として月額 1,280.07 ユーロで、12 カ月間で 2.1%の引き上げとなった。最低時給（税引き前）は、90 年代末に比べると 36%引き上げられている（1999 年 6.20 ユーロから 2007 年 8.44 ユーロ）。

2007 年 7 月 1 日現在の公務員給与の最低保障月額は、税引き前で 1,283 ユーロ、一般社会保障負担金（CSG）と社会保障赤字償還税（CRDS）の控除後は 1,083 ユーロとなる。

2006 年 7 月には、企業（農業、派遣業を除く）で働く労働者の 15.1%に相当する 227 万人（見習い除く）が最低賃金（SMIC）引き上げの恩恵を受けている。これに派遣業（12 万人）と農業分野の労働者（11 万人）、家事労働者（32 万人）、国家職員や公立病院、地方自治体職員く（52 万人）を加えると、最低賃金で働く労働者は合計 330 万人にのぼる。

最低賃金（SMIC）を基礎とした給与で働く労働者の 4 割はパートタイム労働者である。パート労働者の 3 分の 1 以上が、最低賃金労働者として引き上げの恩恵を受けていることになる。小企業の従業員では、最低賃金の時給ベースで働くものが特に多い。従業員 10 人未満の企業では、雇用者の 30.8%が最低賃金労働者で、2006 年 7 月改定の対象となった。従業員 10 人以上の企業では最低賃金労働者の割合は 12.2%、また 500 人以上の企業では 7.7 %に過ぎない。

最低時給で働く労働者が特に多い分野は、家事労働以外の個人向けサービス（36.2%）、派遣以外の企業向け実務サービス（32.8%）、食品加工業（22.1%）、商業（20.9%）である。

EU27 カ国を見ると、最低賃金の額は国によって大幅に違っており、2007 年 1 月現在の税

引き前月額でブルガリアの 92 ユーロからルクセンブルグの 1,570 ユーロまでの開きがある。また、最低賃金労働者の割合も、2005 年でスペインの 1%未満からフランスの 17%まで、国によって大きな違いがある。

最低賃金総額

	時給	最低賃金月額 (ユーロ)		増加率
(7 月 1 日現在)	(ユーロ)	169 時間	151.67 時間*	(%)
2001 年	6.67	1,127.23	—	4.0
2002 年	6.83	1,154.27	—	2.4
2003 年	7.19	1,215.11	—	5.3
2004 年	7.61	1,286.09	—	5.8
2005 年	8.03	1,357.07	1,217.88	5.5
2006 年	8.27	—	1,254.28	3.0
2007 年	8.44	—	1,280.07	2.1

*一ヶ月 35 時間労働の場合

最低賃金や月額報酬保障額の支払いを受けている労働者の割合*

(2006 年 7 月 1 日 , 単位 : %)

	総計	うちパートタイム労働
食料品業	22.1	51.3
消費財製造業	11.1	22.9
自動車産業	2.5	4.6
生産財製造業	5.4	14.1
中間財製造業	10.3	19.5
エネルギー	0.5	1.1
建設業	11.8	27.3
商業	20.9	40.3
輸送業	9.5	15.3
金融業	2.0	4.9
不動産業	15.8	28.7
企業向けサービス	14.1	41.3
個人向けサービス	36.2	51.8
教育・健康・社会福祉	10.7	17.0
団体活動	17.5	25.2
総計	**15.1**	**34.5**

*企業労働者（研修員、国家職員、地方自治体職員、農業、代理社員、家事は含まない）

EU 諸国の工業・サービス業における最低賃金と時給労賃

	最低賃金 (月額) (2007 年、ユーロ)	時給労賃 (2005 年、ユーロ)
ドイツ	―	26.43
オーストリア	―	25.30
ベルギー	1,259	30.73
ブルガリア	92	1.55
キプロス	―	11.10
デンマーク	―	30.70
スペイン	666	15.22
エストニア	230	4.67
フィンランド	―	26.39
フランス	**1,254**	**29.29**
ギリシャ	668	13.37
ハングリー	258	6.14
アイルランド	1,403	―
イタリア	―	21.39
ラトヴィア	172	2.77
リトアニア	174	3.56
ルクセンブルグ	1,570	31.10
マルタ	585	8.35
オランダ	1,301	27.41
ポーランド	246	5.55
ポルトガル	470	10.60
チェコ	288	6.63
ルーマニア	114	2.33
イギリス	1,361	24.47
スロヴァキィア	217	4.80
スロベニア	522	10.76
スウェーデン	―	30.43
UE27 ヶ国	**―**	**19.91**

９-２． 生活水準

2005 年のフランスの平均生活水準[1]は月間 1,550 ユーロだった。　ただし、住民の半数は生活水準が月間 1,362 ユーロに満たない。収入の分配は不均等であり、成人換算では、最裕福層 20%が総収入の 36.6%を占めるのに対し、生活水準最低層 20%は総収入の 9.6%しか占めていない。

1996 年から 2005 年の間に、実質収入は大幅に増えている（＋12%）。高収入層と低収入層の収入増加が著しく、最裕福層 5%では平均的生活水準が 19%向上、収入最低層 10%では 21%上昇している。1996 年に比べると、単身無就業者、単親家庭、子供の多い家庭が貧困層に増えている。

世帯の消費単位[2]当りの年間収入は 2005 年には 1 万 7,970 ユーロで、定年退職者や 60 歳以上の無職者の平均生活水準は、雇用者や失業者の生活水準（1 万 9,400 ユーロ）より約 8%低い。つまり、55 歳を超えるシニア世代の平均生活水準は 55 歳以下より高いが、退職者はこれに該当しないことになる。

子供の生活水準は、基本的には子供の暮す世帯の生活水準に準ずるものである。2005 年には、210 万人の子供が貧困ライン（60%基準）に満たない世帯で暮している。家族数が多いほど、子供が貧困に直面するリスクが上昇する。子供の貧困率は親や世帯の中心人物の就業状況にも関連しており、失業者の家庭の子供の貧困率が最も高く、両親が就業している子供は貧困から守られている。

[1]生活水準は、世帯の可処分収入を構成員の数を基にした消費単位で割って算出する。
[2]消費単位は、世帯の大人 1 人目を 1、14 歳以上のその他の世帯構成員を 0.5、14 歳未満の子供 0.3 として計算する。

家計ごとの個人生活水準の年間平均*

（2005 年）

	総人数	生活水準
	（1000 人）	（ユーロ）
世帯主が 65 歳以下の家計	**48,387**	**18,797**
単身者	**4,552**	**15,424**
就労中の男性	2,007	18,466
就労中の女性	1,584	17,535
単親家族	**4,271**	**14,018**
不就労の母親	813	11,184
就労中の母親	2,841	14,238
カップル	**37,739**	**19,635**
就労中の男性と不就労の女性・子供無	1,072	21,959
就労中の男性と不就労の女性・子供 3 人以上	2,613	15,674
就労中のカップル・子供無	4,567	24,414
就労中のカップル・子供 3 人以上	4,590	18,065
複合家族	**1,826**	**16,517**
世帯主が 65 歳またはそれ以上の家計	**10,735**	**17,738**
合計	**59,150**	**18,603**

*子供は世帯主またはその配偶者の子供。独身で年齢制限はない。

EU 諸国内の貧困率* （2005 年）

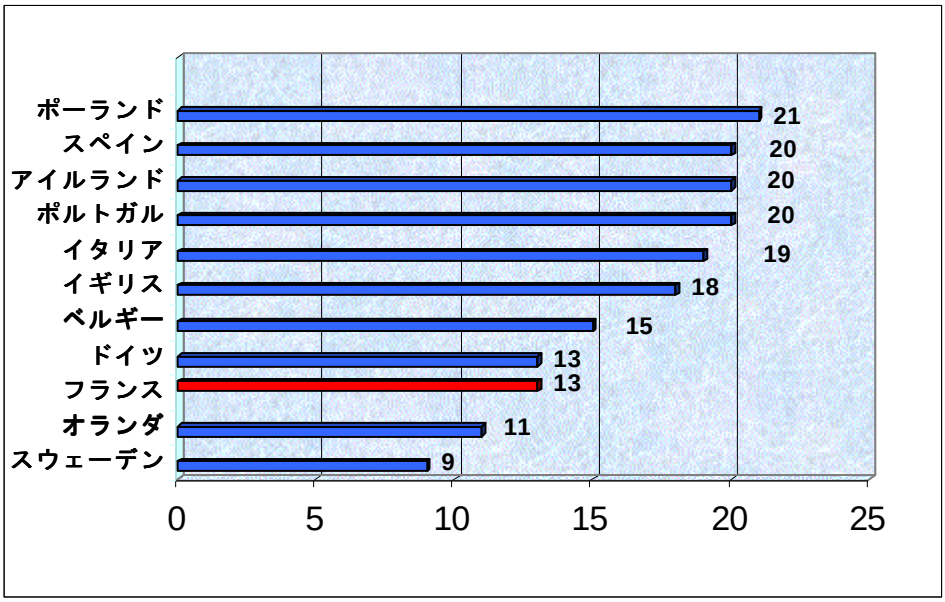

*指標を国の中央値相当の可処分所得の 60%とする

９-３．社会保障と扶助

2005 年の社会保障支出（振替分除く）の伸びは、名目 3.6%、実質 1.6%となった。社会保障支出の 94%を占める家計への社会保障給付は、名目で 3.9%、実質 1.9%伸びている。社会保障給付の GDP 比は 29.6%だった（2004 年 29.3%）。フランスの社会保障給付の GDP 比は、EU 全体（2003 年 27.2%）に比べやや高めである。

2005 年には、社会保障給付の伸びが明らかに鈍化した。これは、医療給付の伸びが抑えられ、また失業関連給付が減ったことが主な要因である。

2005 年には、2001 年以来初めて、社会保障の全会計を合わせた収入の伸び率が支出の伸び率を上回った。しかしながら、収支の合計では依然として赤字が続いている。

2005 年末現在、県が管轄している社会扶助の受給者数は約 160 万人である。これに社会復帰のための最低生活手当（RMI、生活保護に相当）の受給者 110 万人を加えると、受給者総数は 270 万人になる。高齢者を対象とした社会扶助の受給者は 100 万人を超えた。これは、個別的自立手当の実施が順次進んで、2005 年末には受給者数が 92 万 1,000 人となったためである。

社会扶助を受給する障害者の数も増加している（23 万 6,000 人、＋3%）。このうち 3 分の 1 は介護手当を受けている。また、児童手当の受給者は 27 万 2,000 人である。

2005 年末現在、480 万世帯が家族手当を受給している。このうち 69%は子供が 2 人の世帯である。家族補足手当と家族新学年手当の受給世帯数は減少している。乳幼児受入手当の基礎手当は、130 万世帯が受給している。乳幼児受入手当のうち業務時間短縮補足手当の受給者数が増え、また保育費用の補足手当を受給する世帯数の増加も続いている。世帯当りの手当受給平均額（月額 333 ユーロ）は、2005 年には名目で 2.3%増加している。各種の住宅手当を総合した受給世帯数は 610 万世帯で、平均月額は 190 ユーロである。

県の社会扶助の受給者*

（単位: 百万ユーロ）

	2004 年	2005 年	2004/05（%）
老齢者に対しての社会扶助	**1,020,015**	**1,080,939**	**6**
在宅への補助	533,989	581,335	9
自治財政個人手当	483,817	536,528	11
施設への援助	486,026	499,604	3
福祉活動名目	112,611	112,347	0
自治財政個人手当	370,665	384,424	4
障害者に対しての社会扶助	**229,340**	**235,915**	**3**
在宅への補助	104,406	108,642	4
補償手当**	89,309	92,518	4
施設への援助	124,934	127,273	2
福祉活動名目	88,550	89,708	1
子供に対しての社会扶助	**268,812**	**272,326**	**1**
福祉教育活動に参加する子供	137,085	138,359	1
教育手当	131,727	133,967	2

*フランス本土**60 歳以下の第三者向け

社会保障費行政の財政状況

（単位: 10 億ユーロ）

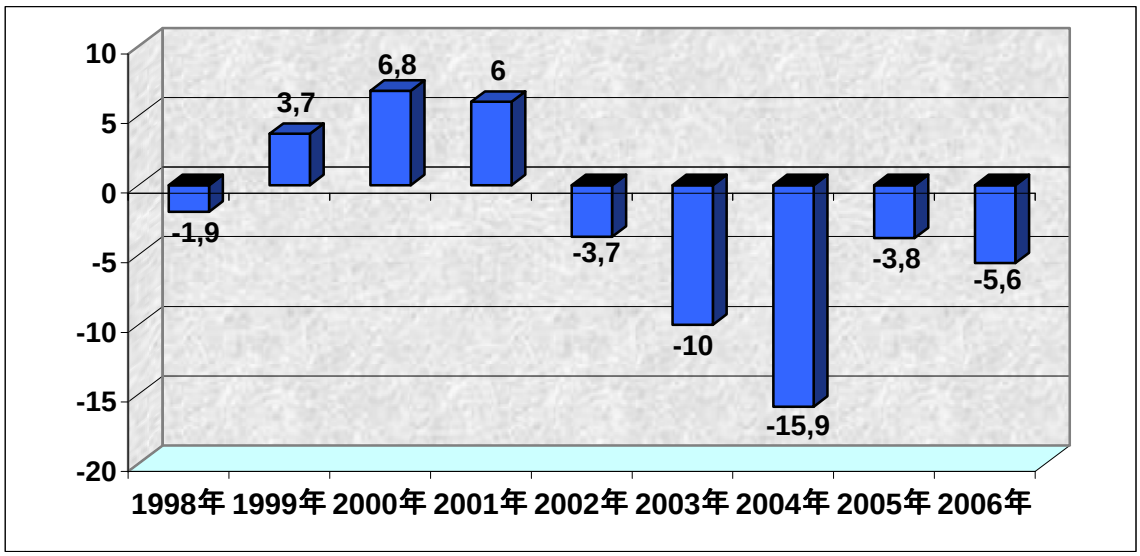

種類別にみた社会保障給付金

（単位:100 万ユーロ）

	2005 年	2004/05 (%)
健康	**178,403**	**3.9**
疾病	144,811	3.6
傷害	25,335	5.1
労災	8,257	5.1
老齢・生存	**222,678**	**5.0**
老齢	189,300	4.9
生存	33,378	5.2
出産・家族	**45,439**	**3.8**
出産	5,856	-0.9
家族	39,583	4.5
雇用	**37,327**	**-1.3**
職業研修	2,452	1.6
失業	34,875	-1.5
住宅	**13,877**	**-0.1**
貧困・社会的排除	**7,752**	**6.4**
合計	**505,476**	**3.9**

県の社会扶助費純支出

（単位:100 万ユーロ）

	3004 年	2005 年	2004/05 年 (%)
高齢者扶助	4,636	4,925	4
障害者扶助	3,353	3,496	2
児童手当	4,998	5,083	0
最低賃金関連の支出	5,435	5,848	6
総計	**18,421**	**19,353**	**3**